

## 委託契約書（案）

広島市（以下「発注者」という。）と\_\_\_\_\_（以下「受注者」という。）は、広島市高校生長期留学生委託業務（第十八次派遣第1年次）の実施に関し、次のとおり委託契約を締結する。

### （委託内容）

第1条 発注者は、別紙仕様書に定める、広島市高校生長期留学生委託業務（第十八次派遣第1年次）の実施に係る業務を受注者に委託する。

### （委託期間）

第2条 委託期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

### （委託料）

第3条 委託料は、金 円とする。（内取引に係る消費税額及び地方消費税の額 円）

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

### （調査等）

第4条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は受注者の委託業務の実施状況を調査することができる。

2 発注者は、前項の調査等により、必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な措置を採ることを求めることができる。

### （報告の義務等）

第5条 受注者は、別紙仕様書に定める業務の履行ができないことが明らかになったときは、発注者に対して直ちに理由を付した書面を提出しなければならない。

### （検査）

第6条 受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく発注者に業務完了届を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

### （委託料の支払い等）

第7条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、委託料の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

### （契約の解除）

第8条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が、この契約に違反したとき。

(2) 受注者が、この契約を履行する見込みがないと発注者が認めるとき。

2 受注者は、前項各号の規定による解約の解除により損害をうけることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することができない。

3 受注者は、第1項各号の規定により契約を解除されたときは、委託料の額の10パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払うものとする。

(解除後の処理)

第9条 受注者は、前条の規定により契約が解除された場合は、解除の日までに履行した委託業務の内容を書面をもって発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した部分に相当する委託料相当額を受注者に支払うものとする。

3 受注者は、前項の委託料相当額の確定の日から10日以内に当該委託相当額の支払の請求を行うものとし、発注者は、当該請求のあった日から30日以内に当該委託相当額を支払うものとする。

(指導及び助言)

第10条 受注者は、発注者から要望があったときは、別紙仕様書に掲げる業務推進に係わる必要な指導及び助言を行うものとする。

(守秘義務)

第11条 受注者は、委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も、同様とする。

(約款に定めのない事項)

第12条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて、発注者・受注者協議して、これを定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印のうえ、各その1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

発注者 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市  
代表者 広島市長 松井一實

受注者 所在地  
名称  
代表者